

福岡県公報

平成17年11月9日
第2459号

目次

告示(第2115号-第2132号)

- 漁船損害等補償法第112号第1項の規定による同意を求めるための事前届出 (漁政課) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (治山課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課) 4
- 公共測量の実施 (土木管理課) 4
- 貸金業者の業務の停止 (経営金融課) 4
- 予防接種を行う医師 (健康対策課) 5

- 予防接種を行わなくなった医師 (健康対策課) 5
- 土地改良区の解散 (農地計画課) 6
- 土地改良区の清算人の就任 (農地計画課) 6
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) 6

正誤

- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年8月福岡県告示第1573号)中正誤 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年8月福岡県告示第1579号)中正誤 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年8月福岡県告示第1580号)中正誤 7
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知(平成17年8月福岡県告示第1581号)中正誤 7

告示

福岡県告示第2115号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成17年11月9日から同年11月24日までの間縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
柳川市矢留町62	平野 訓	沖 端	沖端漁業協同組合
柳川市稲荷町164	朱牟田 新作		
柳川市筑紫町665	鶴田 一昭		

福岡県告示第2116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	久留米立花線	前	八女市大字豊福921番1先から 同市大字本1317番1先まで	4.5 ～ 19.5	906.4
			後	同上	13.2 ～ 29.2	

福岡県告示第2117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	264号	久留米市大石町507番2先から 同市白山町548番1先まで

福岡県告示第2118号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年10月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 はまゆう会
- (2) 代表者の氏名
泉田 研一
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県遠賀郡水巻町吉田東二丁目7番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者（特に精神障害者）とその家族に対する理解を深める活動並びに障害者の社会的自立のための作業所の運営などを行うことで、障害者が安心して日常生活が送れるように援助することを目的とする。

福岡県告示第2119号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 解除に係る保安林の所在場所
筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字浦山1380の3、1381の1、1381の4、1381の11、1384の2（次の図に示す部分に限る。）、1384の5
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2120号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー前原店

(2) 所在地 福岡県前原市浦志一丁目7番7号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第2121号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 西友那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2122号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 西友那珂川店

(2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2123号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー那珂川店

- (2) 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町片縄3丁目113番地 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2124号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市県種蓄場跡地土地区画整理事業地区内2-1街区

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サニー八女店
- (2) 所在地 福岡県八女市大字本町字唐人町北裏1番297 外

- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第2126号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市門司区	平成17年10月30日から 平成17年11月5日まで

福岡県告示第2127号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務停止処分を行ったので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称
秀和
- 2 氏名
荒川 秀樹
- 3 主たる営業所の所在地
福岡県朝倉郡朝倉町入地1668
- 4 登録番号
福岡県知事（N3）第06629号

5 登録年月日

平成15年11月17日

6 行政処分の年月日

平成17年10月4日

7 行政処分の内容

貸金業務の全部停止180日間（平成17年10月5日から平成18年4月2日まで）

ただし、弁済の受領に関する業務を除く。

8 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第36条第1号及び第9号

福岡県告示第2128号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
八女市大字吉田1191	筑水会病院	小城 公 宏
八女市大字津江538番地	医療法人社団慶仁会川崎病院	比 嘉 えりか
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	嶋 田 寿 文
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	熊 谷 英 太
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	曾 根 薫
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	小 川 邦 子
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	時 任 高 章
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	立 石 秀 夫
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	牛 島 知 之
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	村 石 和 久

大野城市大字牛頸1034-5	医療法人筑紫南ヶ丘病院	岩 橋 徳 二
大野城市錦町3-3-50	松坂内科クリニック	松 坂 浩 史
大野城市錦町3-3-50	松坂内科クリニック	松 坂 知 子
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人つくし会病院	脇 坂 愛次郎
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人つくし会病院	賀 来 俊 輔
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人つくし会病院	猪 島 一 朗
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人つくし会病院	山 本 麻太郎
大野城市乙金3丁目18番20号	医療法人つくし会病院	松 原 周 子
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	高 田 洋 一
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	福 井 大 介
糟屋郡篠栗町大字尾仲94	医療法人井上会篠栗病院	瀧 井 英 一
糟屋郡篠栗町大字田中275	財団法人西日本産業衛生会若杉病院	白 橋 顕 彦
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	平 木 徹 之
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	田 中 孝 明
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	高 木 俊 光
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	橋 口 観
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	鈴 木 博
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	有 馬 泰 治
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	重 盛 融
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	手 越 静 子
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	高 橋 貴理子
糟屋郡新宮町夜臼5丁目5番17号	千鳥橋病院附属たちばな診療所	熊 谷 芳 夫

福岡県告示第2129号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定による予防接種を行う医師について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	角 野 通 弘
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	向 笠 道 太
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	森 田 暁 子
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	戸 田 玲 子
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	池 田 理 望
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	斎 藤 安 弘
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	野 田 善 裕
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	光 岡 正 浩
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	廣 橋 昭 幸
八女市大字高塚540番地の2	公立八女総合病院	新 山 寛
八女市大字吉田1191	筑水会病院	松 島 道 人
八女市大字吉田1191	筑水会病院	鈴 木 憲 明
八女市大字吉田1191	筑水会病院	吉 原 結 子
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	中 浦 宏 幸
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	今 村 甲 彦
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	檜 原 正 樹
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	西 村 宗 胤
筑後市大字和泉917-1	筑後市立病院	熊 谷 優 美

福岡県告示第2130号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	解散認可年月日

吉井第五土地改良区

平成17年10月26日

福岡県告示第2131号

解散した清算法人吉井第五土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
田 中 勝 美	朝倉郡朝倉町大字上寺105番地
竹 内 義 雄	久留米市田主丸町船越1155番地
日 野 喜 行	うきは市吉井町長栖1031番地
名 嶋 勝 伸	〃 〃 長栖466番地1
生 野 武	久留米市田主丸町船越115番地3
今 村 清	〃 〃 船越998番地
石 橋 清 見	〃 〃 船越1610番地4
梯 里 志	〃 〃 秋成1219番地1
古 賀 喜代三	朝倉郡朝倉町大字上寺894番地1
行 徳 孝 雄	〃 〃 大字上寺908番地
今 村 堅	久留米市田主丸町船越960番地2

福岡県告示第2132号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域

経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年11月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成17年10月21日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハンズマン大野城店

(2) 所在地 福岡県大野城市大字下大利612-2 外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間

小売業を行う者の名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ハンズマン	午前7時から午後10時まで	午前7時から午後10時まで（年間30日に限り午前6時から午後10時まで）

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前6時30分から午後10時30分まで	午前6時30分から午後10時30分まで（年間30日に限り午前5時30分から午後10時30分まで）

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・8・19	2427	告 示	1573	7		○	6		（「次の図」及び「次のとおり」は、	（「次のとおり」は、
			1579	9		○	後ろから 10		大字大淵	大字北大淵
			1580	10	○		後ろから 4		（「次の図」及び「次のとおり」は、	（「次のとおり」は、
			1581	10		○	5		大字大淵	大字北大淵

平成17年11月9日 水曜日

福岡県公報

第2459号

8

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県庁(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)